



当面する医政問題

東区支部 大塚 邦夫

はじめに

平成11年4月より、北海道医師会・札幌市医師会の新会長が選出され新執行部が就任した。

札幌市医師会医政委員会も新メンバーを加えスタートするが、今後予想される医政問題のうち、薬価制度改革、診療報酬体系の改革、高齢者医療保険制度の創設、医療提供体制の改革の4点につき、その概略を報告し、若干の主張(オピニオン)を述べる。

1. 薬価制度改革

平成9年9月に行われた健康保険法の改正により、薬剤の患者一部負担の二重徴収が始まった。これにより特に高齢者の受診抑制が引き起こされ、疾病の重症化・慢性化の原因となっている。

このような状況のなかで、政策当局(厚生省)は、更なる患者の薬剤負担を増大させる「薬剤定価・給付基準額制(いわゆる日本型参照価格制度)」の導入を、日医の反対を押し切り、医療福祉審議会の最終答申として、強行に国会へ提出した。

この法案は、すでに諸外国で失敗している制度であり、際限のない窓口負担の増大につながり、早期治療、早期治癒を阻害するものである。また、自由診療と保険診療の混合診療の誘導と現物給付による国民皆保険制度を崩壊するものである。かかる主張を、全国誌の新聞へ意見広告を出し、ポスター掲示、平成11年2月16日の都道府県医師会長協議会にて国民医療危機突破署名活動が決定され、3月23日の間、600万名の署名が集まり、国会へ提出した。4月13日の政府自民党の医療基本問題調査会・社会部会合同会議にて、厚生省案の白紙撤回が決定した。

今後、丹羽調査会長が5月の連休明けに、新

しい薬価制度改革案を提示するという。薬価制度は、薬剤(物)と技術の分離を基調とした技術料の確保と、患者と医師が納得出来る制度の確立が前提となり決定されるべきである。

2. 診療報酬体系の改革

診療報酬体系は薬価制度改革に影響される。技術料の正当な評価と薬価の決定は一体のものである。

低医療費政策により、ゼロシーリングに近い診療報酬改訂が続いている。その最大の論拠は財源不足であるという。従来の財源配分手法によると、今後増々医療費全体が矮小化し、医療の拡大再生産、新たな医療用投資は抑制される傾向が出て来る。この結果、国際水準と比べ、わが国の医療技術水準の低下をもたらす危惧が生じている。

日医総研の試算による現状の医療水準での医療費の試算額は、40兆3千億円であり、現状の30兆1千億円と比較して、約10兆円の開きがある。医療を投資として考えると、国民総生産(GDP)を持ち上げる重要な政策である医療費を、早急に国際水準に近づけることも主張すべきである。

3. 高齢者医療保険制度の創設

急速な高齢者の人口増加により、必然的に医療費の支出を急増させることが予想される。

来年度から発足する介護保険制度の融合を図りつつ、老後を安心して送れる社会を創るためにも、国民皆保険制度を維持する高齢者医療保険制度の創設が必要である。

日医が提案している本制度の骨子は、対象年齢を75歳まで引き上げ、90%を国庫支出、10%を保険財源および自己負担とする案である。

今後5年後の政策化を図っているというが、

各方面の意見の調整は当然、必要となる。

4. 医療提供体制の改革

4月末現在、医療提供体制の改革案についての厚生省案は発表されていないが、今までの医政委員会における資料をもとに類推すると、

1) 平成12年度をめどに、病床機能、病床規模により、①大病院、②中小病院、③有床診療所(療養型)、④診療所(療養型有床診療所を除く)の4つに分類する。

2) 急性期と慢性期を明確化する。

3) それぞれの病床機能の分類に応じ、定額制(1件当たり定額DRG-PPS、1日当たり定額)を大幅に導入する。

以上の3点が骨子の案が予想される。

しかしながら、現在、施設基準や人員配置を見直すという大きな変革が必要であろうか?。介護保険の創設を控え、療養環境の整備に論議

を集中すべきであり、意味の無い医療法改正案は必要ないものとする。

医療提供体制の改革に必要なことは、医療を受ける側に、わかりやすく、また容易に医療情報を提供することであり、医療側の情報公開(ディスクロージャー)により解決出来るを考える。

おわりに

今後の当面する医政問題について、薬価、診療報酬、高齢者医療、医療提供体制の4つのテーマについてその概略と問題点を述べた。

特に薬価制度改革に対する日医のとり組みは、今後の行政と接渉に際し、有効な方法論の1つとして立証された。その前提条件として、患者(国民)の合意が得られることが挙げられる。また、医師連盟を通じ立法院である国会への働きかけも重要であることも付け加えるべきであろう。(大塚脳神経外科医院)

札幌市医師会 世代交代懇話会からのお知らせ

このたび、現会員及び元会員遺族より、世代交代懇話会に診療所の譲渡及び賃貸斡旋方の申込みがありましたので、ご希望の方は、下記にご連絡下さいませようお知らせいたします。

貸 医 院

診療科目 外科(有床)
 建物概要 鉄筋コンクリート造 2階建
 賃貸部分 1階 診療部分 185㎡
 2階 病室部分 190㎡
 その他 委細面談
 所在地 〒065-0031
 札幌市東区北31条東7丁目3番20号
 連絡先 ☎(011)232-0493

貸又は売医院

診療科目 産婦人科(有床)
 建物概要 鉄骨軽量コンクリート 2階建
 (昭和50年新築)
 1階 診療部分 331.3㎡
 2階 病室部分 303.8㎡
 土 地 578.6㎡
 その他 委細面談
 所在地 〒065-0022
 札幌市東区北22条東15丁目8
 連絡先 TEL(011)731-1088

札幌市医師会世代交代懇話会は、札幌市医師会会員が死亡又は長期疾病等のため、やむを得ず病院あるいは診療所を閉鎖又は閉鎖しようとするとき、当該会員又は遺族の要請に基づき、継承者の仲介等に協力し、もって地域医療の確保を図ることを目的としております。